栃木県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則

令和２年３月30日
規　則　第　３　号

改正　令和４年３月２日　規則第１号
改正　令和４年９月21日　規則第６号
改正　令和８年３月19日　規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、栃木県後期高齢者医療後期連合職員の育児休業等に関する条例（令和２年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第１号。以下「育児休業条例」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者）

第１条の２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

（育児休業条例第２条第２号ア（イ）の規則で定める非常勤職員）

第２条　育児休業条例第２条第２号ア（イ）の規則で定める非常勤職員は、１週間の勤務日が３日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で１年間の勤務日が１２１日以上である非常勤職員とする。

（育児休業条例第４条第３号及び第５条の広域連合長が定める特別の事情）

第３条　育児休業条例第４条第３号及び第５条の「広域連合長が定める特別の事情」は、育児休業条例第７条第１号から第４号までに掲げる事情とする。

（育児休業条例第４条第３号ウの規則で定める場合）

第４条　育児休業条例第４条第３号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1)　育児休業条例第４条第３号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第

６項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の１歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2)　常態として育児休業条例第４条第３号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により当該子を委託されている同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第１号に規定する養育里親である者（同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の１歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア　死亡した場合

イ　負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ　常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である場合又は産後８週間を経過しない場合

(3)　前条に規定する事情に該当した場合

（育児休業条例第５条第３号の規則で定める場合）

第５条　前条の規定は、育児休業条例第５条第３号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「１歳到達日」とあるのは、「１歳６か月到達日」と読み替えるものとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第６条　育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第７条第７号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始め

ようとする日の１月（次に掲げる場合は、２週間）前までに行うものとする。

(1)　当該請求に係る子の出生から育児休業条例第７条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2)　育児休業条例第４条第３号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の１歳到達日（当該請求をする非常勤職員が育児休業条例第４条第２号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の１歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3)　育児休業条例第５条の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の１歳６か月到達日以前の日である場合

２　任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第７条第７号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第７条　育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第７条第７号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の１月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、２週間）前までに行うものとする。

(1)　当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第７条の２に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2)　育児休業条例第４条第３号に掲げる場合に該当している育児休業

(3)　育児休業条例第５条の規定に該当している育児休業

２　前条第２項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第８条　育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)　育児休業に係る子が死亡した場合

(2)　育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3)　育児休業に係る子を養育しなくなった場合

２　前項の届出は、養育状況変更届により行うものとする。

３　第６条第２項の規定は、第１項の届出について準用する。

（育児休業をしている職員の職務復帰）

第９条　育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（育児休業条例第９条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（育児休業に係る人事に関する辞令の交付）

第９条の２　任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事に関する辞令を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業（第４号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第７条の２に規定する期間内にあるものである場合にあっては、人事に関する辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事に関する辞令の交付に代えることができる。

(1)　職員の育児休業を承認する場合

(2)　職員の育児休業の期間の延長を承認する場合

(3)　育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(4)　育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続いて当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

（育児休業に伴う任期付採用に係る人事に関する辞令の交付）

第９条の３　任命権者は、次に掲げる場合には、人事に関する辞令を交付しなければならない。ただし、第３号に掲げる場合のうち、人事に関する辞令の交付によらないことを適当と認める場合は、人事に関する辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事に関する辞令の交付に替えることができる。

(1)　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

(2)　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付採用職員」という。）の任期を更新した場合

(3)　任期の満了により任期付採用職員が当然に退職した場合

（育児休業に伴う任期付採用等に係る文書の提出）

第９条の４　任命権者は、育児休業法第６条第１項の規定により職員を採用する場合は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を職員となる者に提出させるものとする。

２　任命権者は、育児休業条例第１０条の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

（子を養育するための計画の申出）

第１０条　育児休業条例第１４条第６号に規定する計画の申出は、育児短時間勤務計画書により行うものとする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第１１条　育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。

２　第６条第２項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第１２条　第８条の規定は、育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等について準用する。

（育児短時間勤務に係る人事に関する辞令の交付）

第１２条の２　任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事に関する辞令を交付しなければならない。ただし、第１号及び第３号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の１週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の１週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事に関する辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事に関する辞令の交付に替えることができる。

(1)　職員の育児短時間勤務を承認する場合

(2)　職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

(3)　育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短

時間勤務の承認が取り消された場合

(4)　育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用に係る人事に関する辞令の交付）

第１２条の３　任命権者は、次に掲げる場合には、人事に関する辞令を交付しなければならない。ただし、第３号に掲げる場合のうち、人事に関する辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、人事に関する辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事に関する辞令の交付に代えることができる。

(1)　育児休業法第１８条第１項の規定により職員を採用した場合

(2)　育児休業法第１８条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の任期を更新した場合

(3)　任期の満了により任期付短時間勤務職員が当然に退職した場合

（条例第２０条第２号の規則で定める非常勤職員）

第１３条　条例第２０条第２号の規則で定める非常勤職員は、１週間の勤務日が３日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で１年間の勤務日が１２１日以上であるものとする。

（条例第２１条第２項に基づく特別休暇）

第１３条の２　条例第２１条第２項の規則で定める特別休暇は、栃木県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成１９年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第１４号）別表第２第１３号の休暇とする。

（部分休業の承認の請求手続等）

第１４条　部分休業の承認の請求、育児休業法第１９条第２項の規定による申出及び同条第３項の規定による変更は、部分休業簿により行うものとする。

２　第６条第２項及び第８条の規定は、部分休業について準用する。

（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第１５条　削除

（任命権者が講ずべき措置等）

第１６条　育児休業条例第２４条第１項の規定により、職員に対して制度等を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による育児休業の承認の

請求が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、任命権者は、これを行うに当たっては、職員による育児休業の承認の請求を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

２　任命権者は、育児休業条例第２５条各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、短期はもとより長期の育児休業の取得を希望する職員は希望するとおりの期間の育児休業の承認を請求することができるように配慮するものとする。

（様式）

第１７条　この規則に規定する請求書等の様式は、別に定める。

（その他）

第１８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第１号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第６号）

この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和８年規則第２号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。